

「林野火災注意報・林野火災警報」の発令について

本年2月に発生した、岩手県大船渡市林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、令和8年1月1日から「林野火災注意報・林野火災警報」の運用が開始されます。

大洲地区広域消防事務組合消防本部

林野火災注意報について

- ・林野火災の予防上、注意を要する乾燥や少雨等の気象状況になった際、次の基準に達すると林野火災注意報が発令されます。
 - ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下の場合
 - ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されている場合
- ・林野火災注意報が発令された場合、大洲市及び内子町内の皆さんには、火災予防条例に定める屋外での火の使用制限の努力義務が課せられます。
- ・林野火災注意報は、警報発令の前段階で注意を促すものですので、罰則はありません。

林野火災警報について

- ・林野火災注意報が発令されていることに加えて、強風注意報が発表されている場合には、林野火災警報が発令されます。
- ・林野火災警報が発令された場合、大洲市及び内子町内の皆さんには、火災予防条例に定める屋外での火の使用制限の義務が課せられます。
- ・林野火災警報は、火の使用制限に違反した者に対して、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

火の使用の制限について

- ・火災予防条例第29条の規定により、次のとおり「火の使用制限」が課せられます。
 - ①山林、原野等において火入れをしないこと。
 - ②煙火を消費しないこと。
 - ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
 - ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
 - ⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
 - ⑥残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。



運用について

- ・年間を通じて、一定の気象条件となった場合に発令します。
- ・大洲市及び内子町全域を対象に発令しますので、発令区域の指定はありません。
- ・林野火災注意報・警報が発令された場合、防災行政無線、車両による巡回、当消防本部のホームページ、SNS等により広報を行います。

